目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

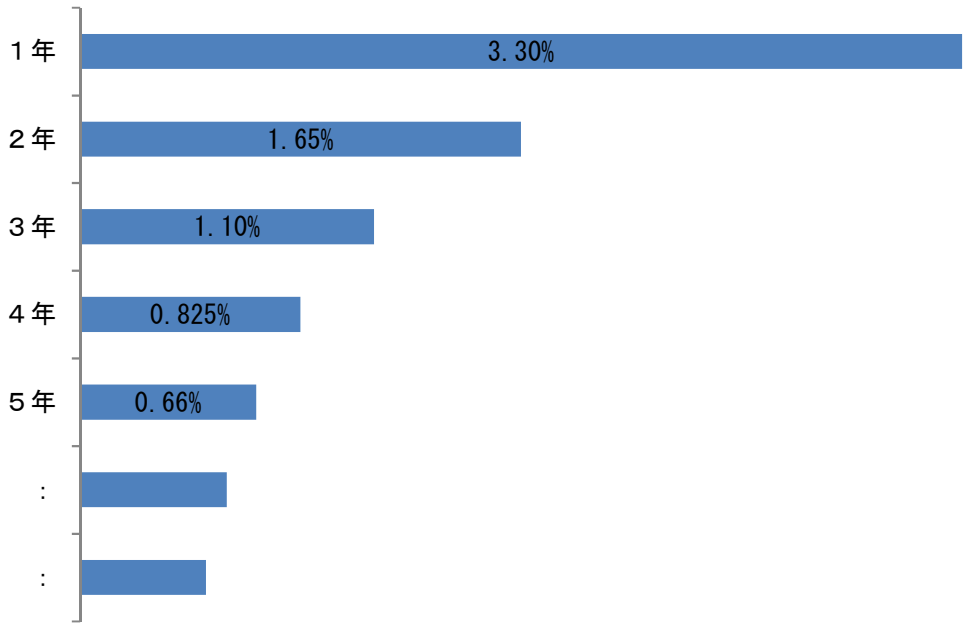
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026.05.23

ニッセイ・
インド株式ファンド<購入・換金手数料なし>
愛称:ギフトシティー

追加型投信／海外／株式

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号　関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ https://www.nam.co.jp/

◉委託会社の情報 （2026年2月末現在）

委託会社名　ニッセイアセットマネジメント株式会社	資　　本　　金　100億円
設立年月日　1995年4月4日	運用する 投資信託財産の　10兆9,661億円 合計純資産総額

◉商品分類等

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	年１回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ
https://www.imaj.or.jp/ にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ・インド株式ファンド<購入・換金手数料なし>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月22日に関東財務局長に提出しており、2026年5月23日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名:なしインド株）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの運用責任者はこちらです。
https://www.nam.co.jp/fundinfo/nikf/main.html

ファンドの目的

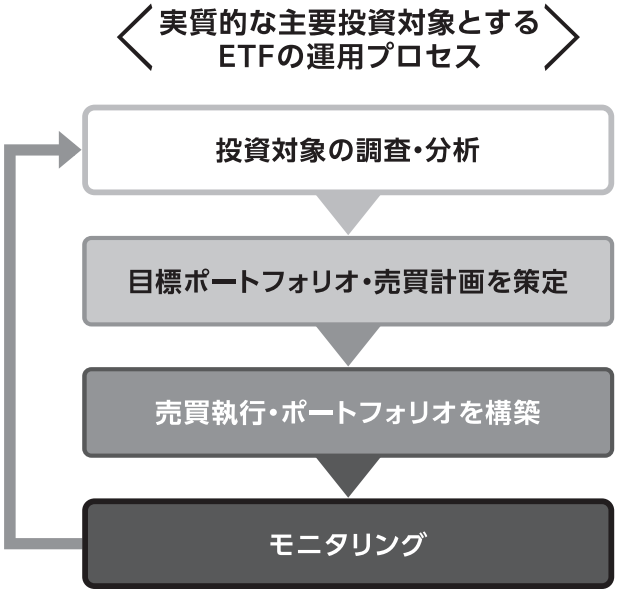
投資対象とする外国投資信託証券を通じ、Nifty50指数(配当込み)への連動をめざすETF(上場投資信託証券)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 Nifty50指数(配当込み)への連動をめざすETF(上場投資信託証券)を実質的な主要投資対象とします。

Nifty50指数とは

インドを代表する株価指数のひとつで、インド国立証券取引所に上場している浮動株調整後の時価総額等の基準を用いて選定した50銘柄で構成される株価指数です。



- ETFへの投資は、ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントが運用する外国投資信託証券を通じて行います。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ※を行いません。
 ※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントについて

ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントは日本生命保険相互会社の子会社であり、インドにおける最大級の資産運用会社として、インド株式・債券およびETFなどの投資信託等、さまざまな運用商品を提供しています。

2インドの経済特区であるGIFT Cityにおける税制優遇制度を活用し、運用コストの低減を図ります。

●GIFT City(Gujarat International Finance Tec-City)には、インドに上場するETFの売却益等に課されるインド国内の税金が減免される制度があります。当ファンドではこの制度を活用し、運用コストの低減を図ります。

・上記の税制等に関する記載は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、今後変更となる場合があります。

3購入時および換金時の手数料は無料です。

●購入時の購入時手数料および換金時の換金時手数料、信託財産留保額はありません。

・保有期間中に運用管理費用(信託報酬)等をファンドからご負担いただきます。

<実質的な主要投資対象とするETFの概要>

下記は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報をもとに作成しています。

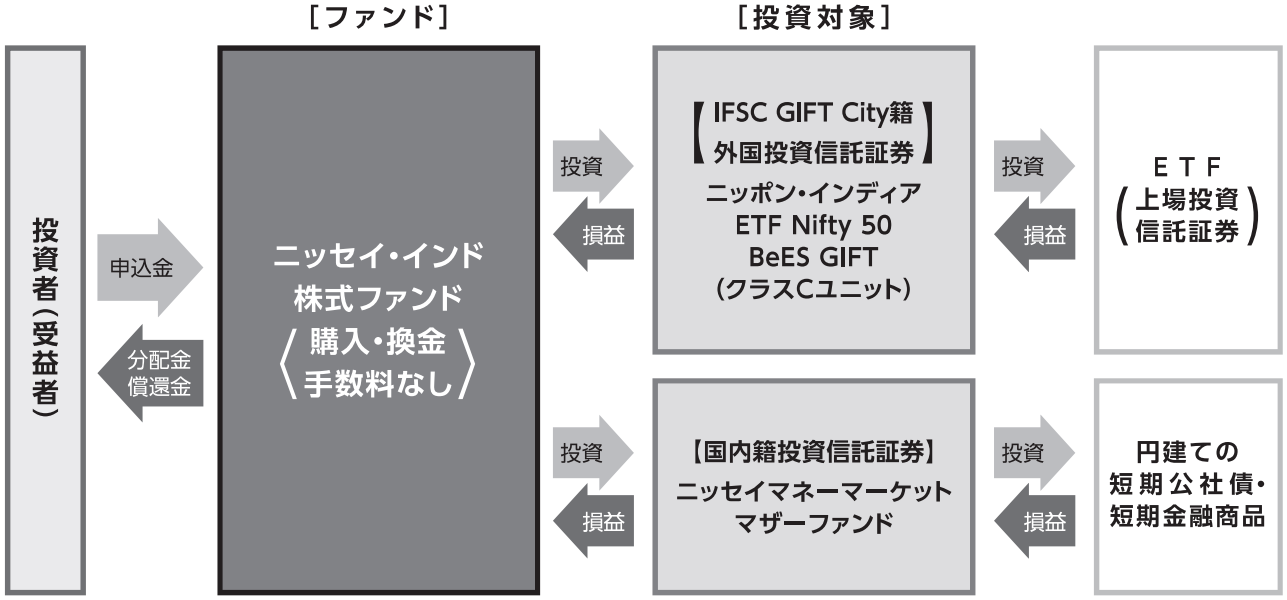
名称	運用方針	運用会社	管理会社	管理報酬等
ニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeES	Nifty50指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。	ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメント	ニッポンライフ・インディア・トラスティ	年率 0.0374%

・本書に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。

◉ファンドの仕組み

●ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ※方式により運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



◉投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

ニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeES GIFT（クラスCユニット）※

※以下「外国投資信託証券」ということがあります。

形態	IFSC GIFT City籍　外国投資信託（円建て）／オープン・エンド型
投資目的	インドの上場ETFであるニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeESを主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることをめざします。
運用方針	●主としてインド上場ETF（ニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeES）に投資し、信託財産の成長をめざします。 ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	●原則として、デリバティブ取引の利用は行いません。 ●原則として、資金借入れは行いません。
実質的な運用報酬	純資産総額に対し、年率0.10%～0.11%程度 ・上記の変動幅は、外国投資信託証券の残高に応じ生じます（±0.005%程度）。 ・上記の料率は、外国投資信託証券が投資対象とするETFの管理報酬率を加味して算出したものです。なお、ETFの管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、当該料率が今後変更となる場合には上記の料率は変動します。 ・外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
その他の費用	信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管費用／借入金の利息　等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	3月31日
運用会社	Nippon Life India Asset Management Limited (IFSC Branch)
受託会社	Vistra ITCL (India) Limited (IFSC Branch)
管理会社	Vistra ITCL (India) Limited (IFSC Branch)
管理事務代行会社	Apex Fincore LLP
保管会社	HDFC Bank Limited

・外国投資信託証券の運用会社であり、また同証券が投資対象とするETFの運用会社である「Nippon Life India Asset Management Limited」（ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメント）は、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の利害関係人に該当します。委託会社は、受益者に対する忠実義務に十分留意しファンドを運用いたします。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	●株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用　等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

◉主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。

❗上記は、当ファンド(ニッセイ・インド株式ファンド<購入・換金手数料なし>)における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に外貨建資産への投資等を行います。

◉収益分配方針

●分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
・信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。
❗将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

●ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

●**ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

◉主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、あるいは同証券が投資対象とするETF（上場投資信託証券）が上場廃止となる場合には、ファンドを繰上償還します。

○インドの金融商品等への投資に関しては、以下の事項にご留意ください。

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生※による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ファンドの購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

※金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○委託会社は2025年8月25日現在、ファンドを745百万円（受益権口数700百万口、ファンド全体の45.0%）保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

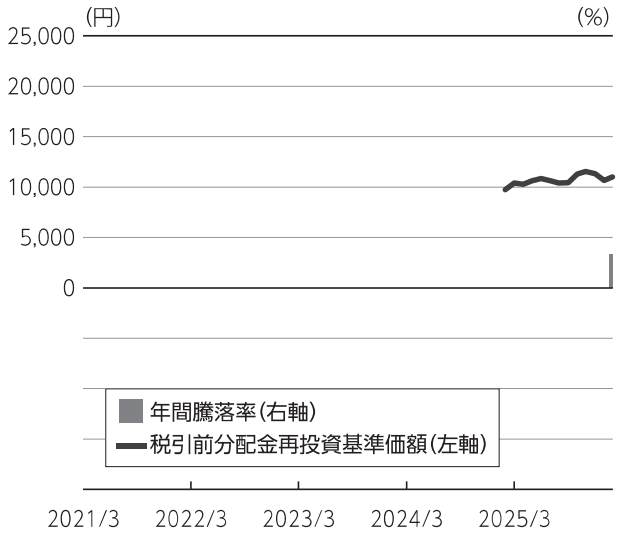
リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

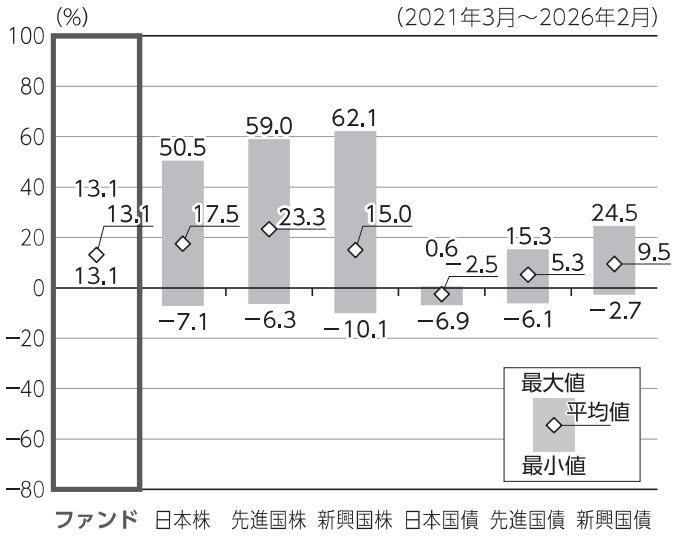
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、実在するデータのみの記載となっています。したがって、グラフ②においては、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なりますのでご留意ください。

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 … NOMURA-BPI 国債
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

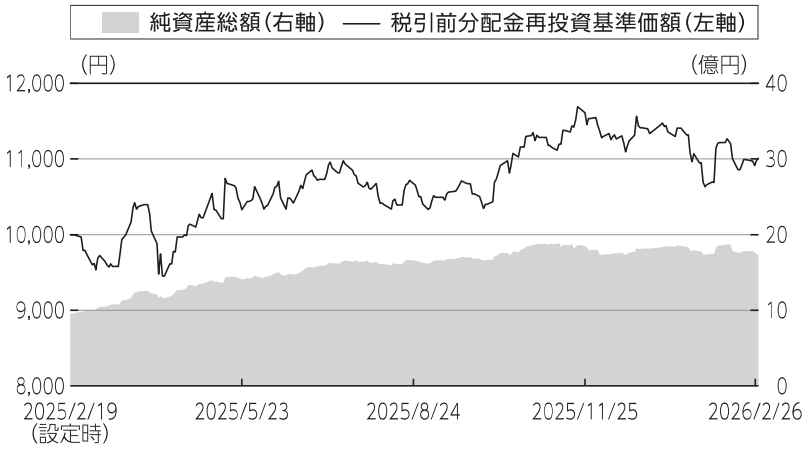
! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2026年2月末現在

●基準価額・純資産の推移



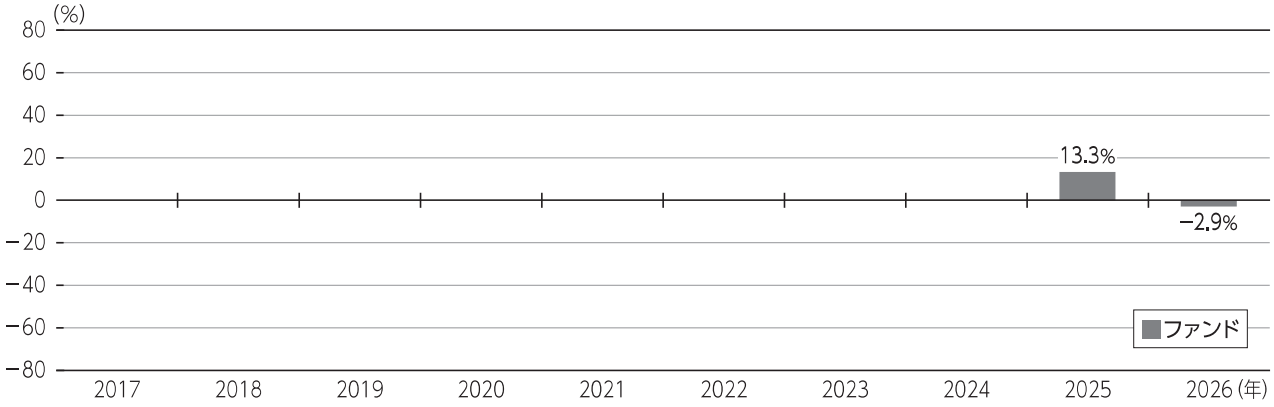
基準価額	11,010円
純資産総額	17億円

●分配の推移　1万口当り(税引前)

2025年 8 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2025年はファンド設定時から年末まで、2026年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

●組入比率

ニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeES GIFT (クラスCユニット)	98.0%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	2.0%

・比率は対純資産総額比です。

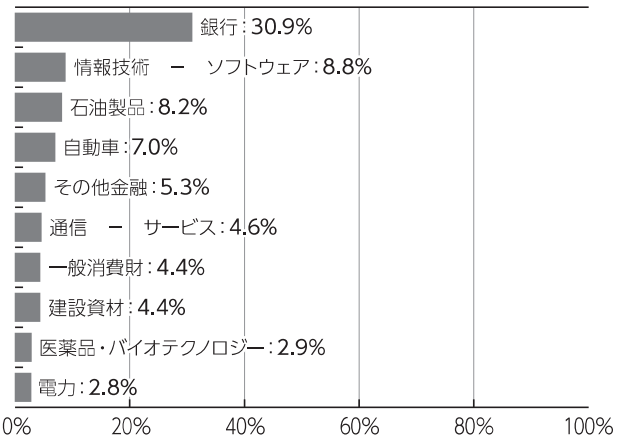
! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

◉投資対象ファンドにおける主要な資産の状況

ニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeES GIFT(クラスCユニット)

「3.運用実績」における上記ファンドに関する記載は、同ファンドの運用会社であるニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントの資料(現地月末営業日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

組入上位業種別比率



・比率は対組入株式等評価額比です。
・業種はインド投資信託協会基準によるものです。

◉投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

ニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeES GIFT(クラスCユニット)

	銘 柄	業種	比 率
1	HDFC銀行	銀行	11.8%
2	ICICI銀行	銀行	8.6%
3	リライアンス・インダストリーズ	石油製品	8.2%
4	バーティ・エアテル	通信 － サービス	4.6%
5	ラーセン・アンド・トゥブロ	建設資材	4.4%
6	インドステイト銀行	銀行	4.3%
7	インフォシス	情報技術 － ソフトウェア	4.0%
8	アクシス銀行	銀行	3.5%
9	コタック・マヒンドラ銀行	銀行	2.7%
10	マヒンドラ・マヒンドラ	自動車	2.6%

・業種はインド投資信託協会基準によるものです。
・比率は対組入株式等評価額比です。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

	銘 柄	種 別	比 率
1	第1回　東京都公募公債(東京ソーシャルボンド(5年))	地方債	15.5%
2	令和3年度第6回　埼玉県公募公債(5年)	地方債	15.4%
3	平成28年度第4回　京都市公募公債	地方債	9.2%
4	第760回　東京都公募公債	地方債	8.9%
5	平成28年度第1回　静岡市公募公債	地方債	8.9%

・比率は対組入債券評価額比です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。 また、換金の申込みにおいて、換金代金のお支払い等に支障をきたすおそれがあるとして委託会社が定める日は、申込みの受付けを行いません。
	購入の申込期間	2026年5月23日から2026年11月20日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	8月23日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	無期限（設定日:2025年2月19日）
	繰上償還	・ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、あるいは同証券が投資対象とするETF（上場投資信託証券）が上場廃止となる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	2,000億円とします。
	公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

◉ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	ありません。	–
換金時	換金時手数料	ありません。	–
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日　運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年率0.198%（税抜0.18%）をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。

▶運用管理費用（信託報酬）
＝保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率（年率）

信託報酬率（年率・税抜）の配分

支払先	年率	役務の内容
委託会社	0.075%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.075%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.030%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

投資対象とする外国投資信託証券の実質的な負担

年率0.10%～0.11%程度※

▶投資対象とする外国投資信託証券の運用・管理等にかかる実質的な信託報酬率

※当該変動幅は、外国投資信託証券の残高に応じ生じます（±0.005%程度）。また、当該料率は、同証券が投資対象とするETFの運用・管理等にかかる管理報酬率を加味して算出したものです。

●外国投資信託証券が投資対象とするETFの管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、当該料率が今後変更となる場合には上記の料率は変動します。
また、外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。

実質的な負担

ファンドの純資産総額に**年率0.298%～0.308%（税込）程度**をかけた額となります。

▶ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）

●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。
また、外国投資信託証券が投資対象とするETFの管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、当該料率が今後変更となる場合には実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。
投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、その純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。

❗当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

◉ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎日	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0011%(税抜0.001%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。	▶**監査費用**:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶**売買委託手数料**:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶**信託事務の諸費用**:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶**借入金の利息**:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

❗当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

◉税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時	
所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時および償還時	
所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。
・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、またNISAおよび外国税額控除の適用対象外です。
・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
0.54%	0.20%	0.35%

・対象期間:2025年2月19日～2025年8月25日
・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
・投資対象ファンドの運用管理費用は、②その他費用の比率に含めています。また、投資対象ファンドの費用とファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

Memo

Memo

NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。